

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業理念、スローガン、クオールビジョン、クオールグループ企業行動憲章に基づいた企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図ることが、株主の皆さまや患者さま、従業員をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しております。

この実現のため、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題としており、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役の選任により、経営監督機能を強化しております。さらに、株主との対話方針として、株主・投資家との対話を積極的に行うこととし、経営計画の進捗をはじめとする経営状況に関する情報、定量的な財務情報、コーポレート・ガバナンスやCSRなどの非財務情報の開示を適時・適切に行うほか、株主の権利行使のための適切な環境整備に努めるなど、株主・投資家を含めたステークホルダーからのご期待に応えるよう努める方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4 - 10】指名委員会・報酬委員会など独立した諮問委員会の設置

取締役・監査役候補の指名に関しては、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点により総合的に検討し、選任案を作成し、取締役会で審議、決議の上、株主総会に付議することとしており、当社では、任意の指名委員会等は設置しておりません。

個々の選任理由に関しては、当社ホームページ(<https://www.qolhd.co.jp/>)の株主総会招集通知等に記載しております。

また、役員報酬の総額については、株主総会で承認された報酬の範囲内で、取締役会が決定しております。

個別の報酬については、この範囲内で取締役会長、代表取締役社長、経営管理管掌取締役との協議の上で決定しており、当社では、任意の報酬委員会等は設置しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4】政策保有株式

(1)当社は、事業戦略上の重要性や取引先との関係性を維持・推進するなど、当社の企業価値を持続的に向上させると認められる場合を除き、政策保有株式は保有いたしません。また、その保有・縮減については、取締役会にて年一回検証を行い、保有意義の見直しを行います。

(2)当社は、政策保有株式について、投資先企業の経営方針・経営戦略等を尊重した上で、中長期的な企業価値の向上につながるかどうか等の視点に立って議決権の行使を判断しております。

【原則1 - 7】関連当事者間の取引

当社取締役による関連当事者取引は、法令に従い、取締役会の承認事項としてあります。また、当社役員に対し、年度ごとに、本人もしくは二親等内の親族(所有会社とその子会社含む)と当社もしくは当社子会社間の取引についてモニタリングを行うとともに、重要な取引については有価証券報告書において記載することとしてあります。

【原則2 - 6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は確定拠出年金制度(401K)を導入しております。また、資産運用に関する教育を定期的に実施しております。

【原則3 - 1】情報開示の充実

(1)当社は、企業理念、スローガン、クオールビジョン、クオールグループ企業行動憲章を定め、これらを当社ホームページ(<https://www.qolhd.co.jp/>)に公開しています。また、経営戦略及び経営計画についても、決算発表、決算説明会、株主総会、個人投資家説明会、海外IRを実施し、積極的に開示・公表しております。

(2)当社は、企業理念、スローガン、クオールビジョン、クオールグループ企業行動憲章に基づいた企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図ることが、株主の皆さまや患者さま、従業員をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しております。

この実現のため、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題としており、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役の選任により、経営監督機能を強化しております。さらに、株主との対話方針として、株主・投資家との対話を積極的に行うこととし、経営計画の進捗をはじめとする経営状況に関する情報、定量的な財務情報、コーポレート・ガバナンスやCSRなどの非財務情報の開示を適時・適切に行うほか、株主の権利行使のための適切な環境整備に努めるなど、株主・投資家を含めたステークホルダーからのご期待に応えるよう努める方針としております。

(3)取締役の報酬の総額(限度額)については、取締役会の承認を経た上で株主総会にて決議しています。また、個別の取締役の報酬については、各役位の役割と責任に応じた報酬体系とし、取締役会長、代表取締役社長、経営管理管掌取締役と協議の上で決定しております。

(4)当社の取締役・監査役候補の指名に関しては、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討し、選任案を作成し、会社法に則り取締役会で審議、決議の上、株主総会に付議することとしてあります。

個々の選任理由に関しては、当社ホームページ(<https://www.qolhd.co.jp/>)の株主総会招集通知等に記載しております。

また、取締役・監査役の解任に関しては、不正あるいは不当な行為があった時又は役員として適格性がないと認められる場合等に、会社法に則り取締役会で審議、決議の上、株主総会に付議することとしてあります。

【補充原則4 - 1 - 1】経営陣に対する委任の範囲

当社では取締役会は、法令又は定款で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資など、取締役会規則に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置づけてあります。

【原則4 - 8】独立社外取締役の有効な活用

当社の長期的な成長と発展に寄与するように、2015年6月24日開催の定時株主総会より、専門的な知識・見識等を有している社外取締役を2名選任しております。

【原則4 - 9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社では、社外取締役の独立性について、金融商品取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、企業経営や法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、当社の経営課題について積極的かつ多角的に提言・提案や意見を行うことを要件としております。

【補充原則4 - 11 - 1】取締役全体のバランス、多様性、規模に関する考え方と取締役の選任に関する方針・手続

当社の定款にて、取締役は15名以内とする旨を定めており、取締役会においては、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、的確・迅速・公正な意思決定が行われるよう会社の組織体制に応じた人数と専門分野の組合せを考慮して、取締役候補者を決定しております。

【補充原則4 - 11 - 2】社外役員の兼任状況

当社取締役・監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めています。また、当社は、毎年事業報告にて各取締役・監査役の重要な兼任状況について開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要

取締役会の実効性については、代表取締役が適宜取締役にヒアリングを実施し、取締役会について代表取締役及び代表取締役が指名する役付取締役が分析・評価を行い、取締役会の実効性向上に努めています。

【補充原則4 - 14 - 2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社の事業に関わる理解を深めるために、必要な説明は取締役会の定期的な報告の中で実施しております。また、各取締役及び各監査役は、その役割と責務を全うする上で、必要な知識・情報を取得する為に、自ら外部セミナー、外部団体又は他社との交流会に参加し、研鑽を積んでいます。また、常勤監査役は、公益社団法人 日本監査役協会に入会し、必要なセミナー等を適時受講しております。

【原則5 - 1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主との建設的な対話を促進し、透明性の高い情報開示と対話を心掛け、良好な関係の構築を目指し、積極的にIR活動を実施しております。

具体的には、株主・投資家とのコミュニケーションの機会として、アナリスト・機関投資家向けに年2回以上の決算説明会や海外の機関投資家向けに海外IRを実施しており、積極的に決算情報及び経営戦略の説明を行っております。また、個人投資家向けに対しては、新型コロナウイルスへの感染防止策をとりながら年数回の説明会を開催し、事業内容及び経営戦略の説明をしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社メディパルホールディングス	7,582,800	20.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,996,500	5.29
ビービーエイチ フォー フィデリティ ローブライズド ストック ファンド(プリンシパル オール セクター サブポートフォリオ)(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1,818,546	4.82
中村 敬	1,635,000	4.33
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー 505038(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1,575,500	4.17
クオールグループ従業員持株会	1,478,501	3.92
第一三共株式会社	1,304,000	3.45
株式会社メディパル保険サービス	1,104,000	2.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	957,800	2.54
ザ・バンク オブ ニューヨーク メロン 140044(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	883,305	2.34

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

1. 資本構成に関しては2020年9月30日付のデータとなります。

2. 2020年9月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社およびその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2020年9月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年10月29日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	1,449,400	3.73
日興アセットマネジメント株式会社	500,100	1.29

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
窪木 登志子	弁護士										
山本 行治	税理士										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
窪木 登志子			同氏の、弁護士としての高度な専門知識を、当社の経営に反映していただけることが期待できるものと判断しております。独立役員の指定にあたり、同氏は一般株主との間に利益相反の生じる恐れがなく、独立性に問題はないと判断しております。 同氏が代表を務める窪木法律事務所と当社との間には、業務委託に関する取引がありますが、同事務所との取引額は当社連結売上高の0.01%未満であるため、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

山本 行治			同氏の、税理士としての高度な専門知識を、当社の経営に反映していただけることが期待できるものと判断しております。独立役員の指定にあたり、同氏は一般株主との間に利益相反の生じる恐れがなく、独立性に問題はないと判断しております。
-------	--	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】

当社の監査役は、会計監査人である有限責任あづさ監査法人と次のとおり緊密な意思疎通及び情報交換を行っております。

- 1)会計監査人の監査計画の説明聴取 年1回
- 2)会計監査人の期中及び期末の監査報告の受領及び説明聴取 年4回
- 3)会計監査人の独立性の監視 随時
- 4)会計監査人の監査への立会い 監査の都度随時
- 5)その他情報交換や意見交換のための会合 随時

【監査役と内部監査部門の連携状況】

当社の監査役は、内部監査担当部門と次のとおり緊密な意思疎通及び情報交換を行っております。

- 1)内部監査担当部門の年度計画についてのヒアリング 年1回
- 2)内部監査の監査報告内容についての意見交換 内部監査報告 議事録閲覧の都度(原則月1回)
- 3)内部統制の状況に関わる情報交換 内部統制委員会の出席の都度(原則年4回)

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
武士俣 充	他の会社の出身者													
宮崎 源征	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f,g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武士保 充		同氏は、当社の取引先である野村證券株式会社の出身ですが、2013年6月に退職しております。	同氏は長年にわたる資本市場関連業務を通じてコーポレート・ガバナンス及び内部統制に関する経験と知識を有しています。当社の持続的な企業価値向上に中立・公正な立場から妥当性・適正性確保においての貢献が期待できるものと判断しております。
宮崎 源征			同氏は、他の企業において代表取締役としての企業経験を有しており、その豊富な経験と幅広い知識を、公認会計士としての高度な専門知識とともに、当社の監査業務に反映していくだけることが期待できるものと判断しております。独立役員の指定にあたり、同氏は一般株主との間に利益相反の生じる恐れがなく、独立性に問題はないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社取締役の報酬は、当社の事業規模、内容、業績、取締役の職務内容、責任等を総合的に勘案し決定しているため

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年3月期に支払った役員報酬は以下のとおりです。

取締役(9名)に支払った報酬額348百万円(うち社外取締役に支払った報酬額10百万円)

監査役(5名)に支払った報酬額22百万円(うち社外監査役に支払った報酬額22百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、監査役を補佐する専従者はおりませんが、監査役会の事務局、及び連絡を含む事務・その他職務の補助については経営管理担当部門が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

<企業統治の体制>

a. 取締役会

取締役会は、取締役9名(男性7名、女性2名)で構成され、監査役3名出席のもと、原則月1回開催し、経営の重要事項の意思決定及び業務執行状況の管理監督を行っております。なお、当社は、事業年度ごとの経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

取締役会の議長は代表取締役社長の中村敬が務め、構成員は、取締役会長 中村勝、代表取締役常務 福満清伸、常務取締役 石井孝芳、取締役 恩地ゆかり、取締役 荒木勲、取締役 富樫豊、社外取締役 窪木登志子、社外取締役 山本行治となっております。

b. 監査役会

監査役会は、常勤社外監査役1名、常勤監査役1名、非常勤社外監査役1名の計3名で構成され、「監査役会規則」「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

監査役会の議長は、常勤社外監査役の武士保充が務め、構成員は、常勤監査役 橋本千枝、非常勤社外監査役 宮崎源征となっております。

c. グループ経営戦略会議

グループ経営戦略会議は当社の代表取締役に指名された当社及びグループ会社の取締役によって構成され、原則月2回開催し、グループ全体及びグループ各社の実績進捗と課題に対しての対策検討及び重要事項の審議、方針決定を行うことで、意思決定の迅速化を図っております。

グループ経営戦略会議の議長は、代表取締役社長の中村敬が務め、構成員は、取締役会長 中村勝、代表取締役常務 福満清伸、常務取締役 石井孝芳、取締役 荒木勲、取締役 富樫豊、クオール株式会社代表取締役社長 柄澤忍、クオール株式会社取締役 横尾浩幸、アボプラスステーション株式会社代表取締役社長 阿部安孝、メディカルクオール株式会社代表取締役社長兼 藤永製薬株式会社代表取締役社長 原田亮となっております。

<監査の状況>

a. 内部監査

内部監査は、社長直轄の内部監査担当部門が担っております。内部監査担当部門長は、適法かつ適正・効率的な業務の確保のための監査を実施し、必要に応じて、関係部門に対し改善提案を行っております。

監査結果は、取締役及び業務執行部門が出席する内部監査報告会において原則月1回報告されております。監査役に対しては、年2回監査役会において監査結果を報告しております。また、内部監査担当部門は、監査役及び会計監査人と適宜相互連携し、監査業務の効率化を図っております。

b. 監査役監査

監査役監査は、各監査役が監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧、業務及び財産の状況を調査及び必要に応じてグループ会社から営業の報告を求める等、取締役等の職務の執行を厳正に監査しております。また、各監査役は会計監査人より監査に関する計画及び結果等について適宜説明・報告を受けております。

c. 会計監査

会計監査は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しており、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。当社からは適時適切に必要情報を提供することで、迅速かつ正確な監査が実施しやすい環境を整備しております。当社の会計監査業務を執行する公認会計士の氏名、所属監査法人は次のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 蟲 芳英 有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 杉山 正樹 有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 田中 淳一 有限責任あずさ監査法人

なお、上記公認会計士のほかに、公認会計士5名、その他6名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社を採用しております。取締役会においては、経営の透明性を確保するため取締役9名のうち社外取締役を2名選任しております。監査役会においては、2名の社外監査役を選任しており、全員が取締役会に出席しているほか、定期的に開催される監査役会において情報交換や重要な書類の閲覧を通して、業務活動全般にわたり監査を実施しております。

このように当社では、社外取締役や社外監査役に期待される取締役に対する監督機能強化、コンプライアンス面での効果発揮という観点、経営監視機能の客觀性及び中立性の確保の観点で、現状の体制は十分に機能しているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送ホームページにて早期開示をしております。
集中日を回避した株主総会の設定	第一集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を行っております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに掲載しております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに新型コロナウイルスへの感染防止策をとり年数回程度開催、内容は事業内容及び経営戦略の説明、説明者は社長および広報部長、参加者は50名から200名。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに年2回以上開催、内容は決算情報詳細および経営戦略の説明、説明者は会長、社長、常務、参加者は約80名	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載内容:会社概要、決算公告、決算短信、有価証券報告書、事業報告、説明会資料、適時開示資料 等	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報部(広報部長 白国宏基)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念、クオールミッション、クオールグループ企業行動憲章によりステークホルダーの尊重について記載しております。当社並びに当社グループにおいては、経営者自らが機会あるごとにその精神を役職員に伝達しており、役職員の一人ひとりに浸透しております。
その他	当社グループは、社会貢献活動の一環として難病と闘う子供たちの夢をかなえる「マイ・ア・ウィッシュ・オブ・ジャパン」への活動支援や地域住民向けに手軽な健康チェックを行う「健康フェア」や保護者向けに子どもの健康や子育てについて講義する「子育て大学」等、地域医療に貢献する様々な取組みを実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

[基本的な考え方]

当社は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規制への準拠及び資産の保全を図るため、以下のとおり内部統制システムを整備し、運用しております。

[整備状況]

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、企業理念を着実に遂行することを企業目的とし、法令、定款、社内規程に従い「クオールグループ企業行動憲章」「役職員倫理規程」「クオールグループコンプライアンス管理規程」を遵守した高い倫理観に基づく企業活動を推進しております。
- b. 当社は、利益相反取引及び利益相反取引と疑われる取引について、事業推進上の制約を受けることなく、取引比率及び取引条件等においても、公正妥当な取引を行うよう、取締役及び監査役が常に監視しております。
- c. 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役及び社外監査役は、取締役の職務執行が機能する体制が整備・確保され、実践されているかを監視しております。
- d. 執行部門から独立した内部監査担当部門を設置し、当社における業務活動の適正性及び効率性を監視しております。
- e. 法令等遵守の統括機関として、リスク管理委員会にコンプライアンス部会を設置し、当社及びグループ会社に対して企業倫理とコンプライアンスの徹底を図っております。
- f. 内部統制の統括機関として、内部統制委員会に内部統制部会を設置し、所定の手続きを経て内部統制のモニタリング等を実施・評価し、内部統制委員会にて審議の上社長に報告、取締役会にて最終決定しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、別に定める「文書管理規程」及びその他社内規程に基づき、適切に保存・管理を行っております。監査役会又は監査役は、必要に応じて当該文書を自由に閲覧することができるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 損失の危険に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「全社リスク管理規程」及びその他社内規程に基づき、リスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保しております。監査役会又は監査役は、必要に応じて当該文書を自由に閲覧することができるものとしております。
- b. 大規模な災害、事故等の発生によるリスクに適切に対処するため、適宜迅速に対策本部を設置しております。対策本部で取扱うべきリスク、権限、活動内容等の詳細については、「危機管理(リスク管理)規程」において定めてあります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回開催し、年度予算の進捗状況を報告、対策を決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適宜個別審議事項に対応しております。
- b. 別に定める「職務権限規程」に基づき、迅速効率的な業務遂行を図っております。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 「クオールグループ企業行動憲章」及び「役職員倫理規程」並びに「クオールグループコンプライアンス管理規程」を当社及びグループ会社における業務運営の倫理上・業務上の指針としております。
- b. 経営管理については「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による関係会社経営の管理を行っており、グループ全体の業務が効率的に行われることを確保しております。また業務上重要な事項が発生した場合には、都度当社に報告が行われる体制を構築しております。
- c. 内部監査担当部門は、別に定める「内部監査規程」に基づき、関係会社に対し、グループ統制の見地から、人事・資金面での影響度や連結決算の適正な実施等、定期的もしくは特命的に監査しております。
- d. グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容又は法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認められる場合には、リスク管理委員会コンプライアンス部会の事務局である経営管理担当部門に報告しております。コンプライアンス部会は、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べができるものとしております。また監査役は、意見を述べるとともに、当社取締役会にて改善策を求めるができるものとしております。
- e. 「危機管理(リスク管理)規程」において、リスク管理体制の適用範囲にグループ会社も含め、その損失の危険の管理を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び、同使用者の取締役からの独立性に関する事項、同使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役の職務を補助すべき使用者を任命する必要がある場合には、当社の使用者から監査役補助者を任命することとしております。補助使用者が兼任で監査補助業務を担う場合には、監査役の補助使用者に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用者の属する組織の上長の指揮命令は受けないこととしております。監査補助者の評価は監査役が行い、監査役の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとしております。
- b. 監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しないこととしております。

(7) 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 当社及びグループ会社の取締役及び使用者は、当社グループの業務又は業績に与える重要な事項について、当社の監査役に都度報告することができます。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役及び使用者に対して報告を求めることがあります。
- b. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保しております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- a. 当社及びグループ会社の取締役は、定期的に当社の監査役と情報交換を行っております。
- b. 内部監査担当部門は、定期的に監査役に監査結果を報告しております。
- c. 監査役は、会計監査人に対して会計監査の結果等について隨時説明及び報告を行わせるとともに定期的に情報交換を実施しております。
- d. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、監査役の請求等により円滑に行えるものとしております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力排除に向けた体制を維持するために、「反社会的勢力対策規程」を定めてあります。社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察、顧問法律事務所等外部の専門機関とも連携をとりつつ、毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を確保しております。

(10)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

[基本的な考え方]

当社は、「クオールグループ企業行動憲章」において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を断つ」旨、基本方針として規定し、また「役職員倫理規程」において、「反社会的勢力に対しては、毅然として対応しなければならない」とともに「反社会勢力に対して利益を供与してはならない」と対応方針を規定しております。

[整備状況]

当社は、「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力による民事介入暴力が発生したときの対応及び平時における反社会的勢力との関係根絶のための管理体制について規定しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 適時開示方針

当社は、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本姿勢として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。

(2) 適時開示に係る社内体制

適時開示担当組織については、情報取扱責任者のもと、ディスクロージャー事務局を設置し、適時開示に係わる情報の管理と実務の役割分担を明確化しております。

経営企画担当部門・経営管理担当部門・広報IR担当部門は、決定事実・発生事実に関する情報を集約し、関係する開示書類を作成しております。経営管理担当部門は、決算に関する情報を集約し、開示書類を作成しております。経営企画担当部門は子会社の決定事実・発生事実に関する情報を集約し、関係する開示書類を作成しております。

これらの情報は、投資者の投資判断に影響を及ぼす事項であるため、「インサイダー取引防止規程」に基づき、情報漏洩防止措置及び内部者取引禁止措置をとっております。

また、株主が当社グループに関する主な情報を公平にかつ容易に取得し得る機会を確保するため、当社ホームページ上に四半期及び通期の損益計算書の要旨及びその他株主の利害に直接的に影響を及ぼすと思われる情報等について随時掲載しております。すべての開示事項は、東京証券取引所の規則等に基づく適時開示は当然のこと、適時開示制度において開示を求められていない事項についても可能な限り迅速かつ分かりやすく当社ホームページ上の情報開示に努めています。